

平成 30 年 3 月 26 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

規制支援審議会
委員長 田尾 健二郎

「部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

当審議会に諮問〔29 原機（防企）002〕のあった事項「部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」について、審議結果を下記のとおり答申します。

記

安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源の強化については、安全研究・防災支援部門への新人採用枠を優先的に配分させるとともに、運営費交付金に加えて原子力規制庁からの受託研究費を獲得するなどの対応が図られている。一方、経営資源については、ほぼ維持されているとみられるが、機構全体の予算も踏まえて、部門への配算の考え方等も提示されるべきと考えられるため、情報の開示方法について、引き続き検討されたい。

受託研究、共同研究、委託研究の実施状況については、安全研究・防災支援部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることを確認した。

また、現行のルールについての改正案を審議し、一部表現の適正化を図ることで了承した。今後も、実効性のないものとならないよう必要に応じた見直し等も検討されたい。

センター長の権限を超える決裁状況については、被規制側の部門を兼務する安全研究・防災支援部門長の決裁状況を審議した結果、現状の運用で中立性は担保されていると判断される。なお、過年度の答申において中長期的な検討課題として指摘した、被規制側の部門を兼務するという脆弱な説明性については、今回提案の対応方策では十分ではなく、改善に向け引き続き検討されたい。

以上の確認をもって、部門が実施する規制支援活動は中立性と透明性を担保した運営がなされていると判断されるが、審議会において今後も引き続き実施状況を確認していくことが必要である。

以上